

## 1. プロジェクト実施者

### (1) プロジェクト実施者になり得るのはどのような主体ですか？

【A】 森林経営活動方法論（以下、「[FO-001 方法論](#)」と略。）の「1.適用条件」に記載があるとおり、プロジェクト計画の登録申請を行うことができるのは、対象となる森林を自ら所有又は管理する者（「森林所有者」又は「森林施業に関する受委託契約等に基づく管理者」）です。自ら森林を所有又は管理していないがプロジェクトの実施に関わる者が共同でプロジェクト実施者になることも可能ですが、プロジェクト実施の代表者は森林を自ら所有又は管理する者とする必要があります。

【参照箇所】 FO-001 方法論「1.適用条件」条件1

### (2) プロジェクト実施者（代表実施者）と森林経営計画の作成者は一致している必要はありますか？

【A】 FO-001 方法論は、森林を自ら所有又は管理する者がプロジェクト実施者（代表実施者）となることができますが、方法論の適用条件1にも記載されているとおり、プロジェクトは森林経営計画に沿って森林施業が実施されることが条件とされていることから、森林経営計画の作成者がプロジェクト実施者（代表実施者）となるのが基本です。

ただし、森林経営計画の作成者以外の第三者が実質的に森林管理に携わっている場合にはこの限りではありません。また、自らが所有する森林の施業を他者に委託して、その者が森林経営計画を作成している場合は、森林所有者自らが所有する森林についてプロジェクト実施者となることは可能です。

これらの場合は、プロジェクト実施者が、森林経営計画作成者を含む関係者と合意形成した上で、永続性担保期間（認証対象期間終了日から10年間）も含めて森林経営計画を継続的に立て続ける約束を履行できることが必要であることに留意ください。

## 2. 対象となる区域の考え方

### (1) 複数の森林経営計画をまとめてプロジェクト登録を行うことは可能ですか？

【A】 可能です。その際、対象となる個々の森林経営計画が FO-001 方法論の適用条件を満たしている必要があります。

【参照箇所】 FO-001 方法論「1.適用条件」条件1、〈適用条件の説明〉

### (2) 森林経営計画が複数の所有者の森林を取りまとめて作成されている場合、自らが所有する森林のみでプロジェクト登録を行うことは可能ですか？

【A】 可能です。1つの森林経営計画が複数の所有者による森林を取りまとめて樹立されている場合等で、森林経営計画の区域全体単位でのプロジェクト計画の登録の申請が困難な場合は、プロジェクトを実施しようとする森林経営計画の中から、プロジェクト実施者自らが所有又は管理する森林のみ（その区域全体）についてプロジェクト計画の登録を行うことができます。ただし、個人は J-クレジットの口座開設ができないため、口座開設できる法人がクレジット取得者となる場合を除き、プロジェクトを実施することができません。

【参照箇所】 FO-001 方法論「1.適用条件」条件1

**(3) 森林経営計画が複数の所有者の森林を取りまとめて作成されている場合、一部の森林所有者からプロジェクト実施の合意が得られなかったときに、その所有者の森林を除いてプロジェクト登録を行うことは可能ですか？**

【A】 森林経営計画の区域全体単位でのプロジェクト計画の登録の申請が困難な場合は、プロジェクトを実施しようとする森林経営計画の中から、プロジェクト実施者自らが所有又は管理する森林のみ（その区域全体 ※）についてプロジェクト計画の登録を行うことができます。ただし、プロジェクト計画の登録の申請に当たっては、自らが所有又は管理する森林の区域全体を対象としていることを証明するため、プロジェクトの実施について合意が得られなかった所有者の所有する森林を含め、森林経営計画の全体に係る情報（所有者情報を含む）を提出する必要があることに留意してください。

※「区域全体」とは管理する森林の全てを指しますので、自らが所有する森林のほかに管理する森林を含めようとする場合は、一部を抽出するのではなく、その全てをプロジェクト計画に含める必要があります。

**(4) 自らが所有する森林の一部を抽出してプロジェクト登録を行うことは可能ですか？**

【A】 抽出する森林面積が「500ha 以上であること」かつ「主伐箇所を意図的に除外するなど恣意的に抽出したものでないと認められること」の要件を満たせば、森林経営計画の中から、プロジェクト実施者自らが所有又は管理する森林の一部を抽出してプロジェクト計画の登録を行うことが可能です。恣意的でない抽出とは、市町村単位など地理的にまとまった範囲を抽出している場合などが該当します。

【参照箇所】 FO-001 方法論「1.適用条件」条件 1、森林由来 J-クレジット創出者向けハンドブック（以下、[ハンドブック](#) と略。） P.15～16「適用条件 1」

**(5) プロジェクト登録面積の下限はありますか。1ha の所有森林のみで J-クレジットのプロジェクト登録は可能ですか？**

【A】 プロジェクト登録面積の下限はありませんが、プロジェクト実施者は持続性担保のために一定期間（最短期間でも 18 年間）森林経営計画を継続して作成する必要があることから、現在の森林経営計画に含まれる他の所有者から、認証対象期間（8 年～16 年）及びその後 10 年間にわたり森林経営計画を継続作成する義務が生じることの了解が得られるか、又は、単独で森林経営計画を作成できる面積規模であるか（自ら所有する森林のみで森林経営計画の認定要件（面積基準）を満たせるか）、といった点に留意する必要があります。また、プロジェクト登録やクレジットの認証には、審査費用をはじめ一定のコストを要しますので、コストに見合うクレジット収入が期待できるか、という点にも留意ください。

【参照箇所】 ハンドブック P.26～27「適用条件 5 持続性の担保」

**(6) 天然林でプロジェクトを実施できますか？プロジェクト実施地が天然林のみでも良いでしょうか？**

【A】 認証対象期間内に森林経営計画に基づく造林、保育又は間伐がプロジェクト実施地において 1 箇所以上計画されていることが必要（適用条件 3）であり、必然的に育成林を必ず含める必要があるため、天然生林のみでのプロジェクト計画の登録を行うことはできません。

吸収量を算定する対象となる森林として、認証対象期間の開始日以降に森林の保護（森林病虫害の駆除及び予防、鳥獣害の防止、火災の予防、境界確認又は森林の巡視）を実施する「天然生林」の林分を含むことができますが、すべての天然生林が対象になる訳ではなく、次の制限林に指定された区域に限ります。

保安林、保安施設地区、国立公園（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域に限る。）、国定公園（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域に限る。）、自然環境保全地域特別地区及び特別母樹林に指定された森林

【参照箇所】 FO-001 方法論〈用語の定義〉、ハンドブック P.22～24「適用条件 2」

**(7) 「クレジットを過大に発生させる目的で主伐の時期を意図的に避けてはならない」とはどういうことですか？**

【A】 実施規程には、「クレジットを過大に発生させる目的で主伐の時期を意図的に避けてはならない」と定められています。これは、主伐に伴う森林蓄積の減少は排出量として計上しなければならないという原則に基づくものです。

ただし、意図的とみなされるか否かの明確な線引き基準があるわけではなく、例えばプロジェクト開始時に区域内の森林が1 齢級以下の若齢林主体で構成される場合などプロジェクト開始の直前に主伐がされていることが明らかなケースは意図的と判断される蓋然性が高くなる一方、十分な面積規模を有する森林経営計画でプロジェクト登録を行い、複数年にわたって一定量の主伐が計画的に行われている場合には問題ありとはみなされないなど、具体的にはケースバイケースで判断されることとなります。

【参照箇所】 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施規程（プロジェクト実施者向け）（以下、[実施規程](#) と略。）「8.3 認証対象期間の設定」、FO-001 方法論「1.適用条件」条件 1、ハンドブック P.38「認証対象期間」

**(8) 自らが主伐には関与していない伐採跡地を、植栽を行う段階で取得して森林経営計画へ編入する場合は、主伐による排出量をカウントする必要はありますか？**

【A】 認証対象期間の開始前の主伐に対しては J-クレジット制度のルールは適用されないため、排出のカウントを行う必要はありません。

### 3. 変更があった場合の手続き

**(1) 森林経営計画は変更が頻繁に発生することが想定されますが、その都度プロジェクトの変更手続きを行う必要がありますか？**

【A】 森林経営計画の変更/更新を行った場合で、登録済のプロジェクト計画書の内容に変更がある場合には、プロジェクト計画変更届を提出する必要があります。特に森林経営計画の変更/更新によって吸収見込量に変更が生じる場合や追加性要件の判断基準に変更が生じる場合には、再妥当性確認を受けることも必要になります。ただし、プロジェクト計画書の変更や再妥当性確認申請は、森林経営計画の変更/更新の都度行う必要はなく、検証申請のタイミングに併せて行うことが可能です。

【参照箇所】 実施規程「6.5.2 形式的な変更以外の変更が生じたとき」、ハンドブック P.81～83「プロジェクト計画書の変更」

**(2) 森林経営計画に変更が生じた際に、改めて再妥当性確認が必要になるのはどのような場合ですか？**

【A】 森林経営計画に変更が生じてもすべて再妥当性確認が必要となるわけではなく、再妥当性確認が必要となるのは、例えば以下のケースが想定されます。ただし、再妥当性確認が必要となるか否かは、検証機関がプロジェクト計画変更届をみて判断することとなります。この場合、プロジェクト実施者は、再妥当性確

認を経た後、プロジェクト再登録の申請を行うことによって、認証の申請を行うことが可能となります。

- 追加性の有無の判断に影響を及ぼすような計画の変更  
例) 新たに主伐箇所を計画に追加する場合  
例) 森林経営計画を更新し、主伐後に天然更新する箇所が生じた場合
- 方法論の適用条件を満たしているか否かの判断に影響を及ぼすような計画の変更
- 吸収量の増加につながるような計画の変更  
例) 森林経営計画の更新によりプロジェクト実施地が追加される場合

【参照箇所】 ハンドブック P.81～83「プロジェクト計画書の変更」、実施規程「6.5.2 形式的な変更以外の変更が生じた場合」

#### 4. モニタリング（育成林）

##### (1) 都道府県で収穫表を作成していない樹種の幹材積成長量はどのように算定するのですか？

【A】 育成林の幹材積成長量のモニタリングについては、原則として都道府県の林業試験機関等が作成した、プロジェクト実施地の森林に適した収穫予想表（林分収穫表）を使用しなければならないことになっていますが、対応する収穫表が存在しない場合は、以下の方法があります。

- [LYCS（ライクス）](#)等のシステム収穫表を使用する。  
また、LYCS が対応している樹種、地域に、プロジェクト実施地が該当しない場合は、LYCS の対応地域の中から近隣の地域を選んだ上で、現実林分のデータを利用して適切な地位を選択すれば、十分に利用可能な推定ができます。
- その他の文献・資料を活用する。  
なお、第三者（学術論文へのレビュアー等）のチェックが入っていない資料から幹材積成長量を引用する場合は、当該根拠資料の妥当性について妥当性確認機関の確認を受ける必要があります。
- 実測により幹材積成長量を測定する。  
①毎木調査により胸高直径及び樹高を測定し、②測定データを基に[幹材積計算プログラム](#)を用いて幹材積を算定、③二時点間の幹材積の差分（増加量）を求めることにより、幹材積成長量を算定します。

【参照箇所】 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）（以下、[モニタリング・算定規程](#)と略。）「2.5.1 吸収量算定のための幹材積成長用のためのモニタリング」、ハンドブック P.127「幹材積成長量及び幹材積量のモニタリングにおける LYCS 利用」、P.129「エリートツリーを算定対象に含む場合」

##### (2) 都道府県等で地位指数曲線を作成していない樹種の幹材積成長量はどのように算定するのですか？

【A】 都道府県等で地位指数曲線を作成していない（地位が1種類しかない収穫予想表を使用する）場合においても、当該プロジェクトの対象となる森林の状況を把握するため、モニタリングプロットにおける樹高の測定（あるいはモニタリングエリアグループ全体についての航空機による計測）を行う必要があります。収穫予想表の該当の林齢の樹高よりも測定した樹高の方が高ければ、収穫予想表の幹材積成長量を使用することができます。

収穫予想表の該当の林齢の樹高よりも測定した樹高の方が低ければ、保守性を担保するため、暫定的な地位の材積を特定し、これを吸収量の算定に用います。暫定的な地位に基づく材積の特定の具体的な方法は、ハンドブック P.114 を参照ください。

【参照箇所】 モニタリング・算定規程「2.7.3 地位の特定」、ハンドブック P.113～114「地位の特定」

### (3) 地位のモニタリングに航空レーザデータを使用する場合、どのような条件がありますか？

【A】 地位のモニタリングの対象となる航空レーザ計測は、航空機（航空法第 2 条第 1 項に規定する「航空機」及び同条第 22 項に規定する「無人航空機」を指し、ドローンやラジコン機等は無人航空機に含まれます。）により、1 m<sup>2</sup>当たりのレーザ照射点数が 4 点以上のものに限られます。また、航空レーザ計測による樹高計測が適用できるのは、地位指数曲線が上層樹高を基にパラメータが設定されている場合に限り、中層木も含めた平均樹高でパラメータが設定されている場合は適用対象外となります。

【参照箇所】 モニタリング・算定規程「2.7.2 モニタリングプロットにおける上層（平均）樹高の測定」、ハンドブック P.115「航空レーザ計測による樹高計測」

## 5. モニタリング（伐採木材）

**伐採木材のうち永続的とみなされる期間にわたり利用されるものの炭素固定に係る吸収量はどのように算定するのですか？**

【A】 算定対象は、伐採時を起点として 90 年以上の期間にわたり木材製品として利用され続けることにより炭素を固定する木材製品であり、この炭素固定量は、認証対象期間開始後にプロジェクト実施地から出荷した製材用材・合板用材・原料用材（丸太）の量をもとに算定されます。

具体的な算定式は以下のとおりで様々な値を用いて計算されますが、プロジェクト実施者自らがモニタリングする必要があるのは「用材出荷量」のみで、それ以外の項目は全て統計データ又は予め設定された数値（デフォルト値）を用います。

【製材用材・合板用材出荷量（建築用／非建築用）×加工歩留まり×木材の密度×炭素含有率×永続性残存率】  
+【原料用材・工場残材由来の木質ボード生産量（建築用／非建築用）×加工歩留まり×炭素換算率×永続性残存率】  
+【解体材由来の木質ボード生産量×加工歩留まり×炭素換算率×永続性残存率】

用材出荷量は、原木の用途別（製材用、合板用及び原料用）の出荷量を伝票や CoC 森林認証材の取引履歴等により証明することが原則ですが、プロジェクト実施者自ら用途別の出荷量を証明できない場合は、用材出荷量の合計のみ証明書を提出し、用途別の内訳は既存の統計データを用いて算定することが可能です。

【参照箇所】 モニタリング・算定規程 P.26～「伐採木材製品のモニタリング」第 2 章 2.8、ハンドブック P.147～「伐採木材（吸収）のモニタリング」

## 6. プロジェクト実施者の義務

### (1) 補填とは何ですか？

【A】 補填とは、吸収量がクレジットとして認証された後、不適切な伐採や土地転用等により吸収効果を失わせる（森林に吸収された炭素が再び大気中に放出される）活動が行われた場合に、失われたクレジットの価値に対して補償を求める手続きです。補填の範囲については、吸収効果を失わせる要因となった行為の種類に応じて、当該行為が行われた林分において発行されていた J-クレジットと同量の補填が必要な場合や、当該プロジェクトから発行されていた全 J-クレジットと同量の補填が必要な場合などがあります。

補填の方法としては、①実施者がクレジットを他者に販売した後の場合、実施者が代わりに別のクレジットを調達し穴埋めすることにより行うことになり、②販売前であれば、保有しているクレジットが取り消されることとなります。①の場合、調達する J-クレジットは、原則として森林管理プロジェクト（方法論 FO-001～003）由来のものである必要があります。

土地収用や自然攪乱など避けがたい土地転用の場合は、補填の対象外ですが、制度管理者への報告が必要です。

【参照箇所】 実施規程「8.1.3 補填義務」「8.1.4 補填の方法」、ハンドブック P.173～175「吸収量を消失させる行為に対する補填」

## **(2) 持続性担保期間中に森林経営計画に基づく主伐がプロジェクトエリア内にあった場合、補填は必要ですか？**

【A】 持続性担保期間中に行われる森林経営計画に基づく主伐は、クレジットの補填の対象になりません。

【参照箇所】 ハンドブック P.26「適用条件 5」

## **(3) 持続性担保期間中にプロジェクト実施地の一部が森林経営計画から外れる場合どうなりますか？**

【A】 持続性担保期間中に森林経営計画の中の一部の森林が計画から外れる場合、当該森林から発行されていたクレジットと同量のクレジットを補填する必要があります。

【参照箇所】 実施規程「8.1.3 補填義務」、ハンドブック P.173～175「吸収量を消失させる行為に対する補填」

## **(4) プロジェクト実施者は、プロジェクト計画の登録申請を行う森林経営計画に含まれる森林の所有者へ、どのような説明をすべきでしょうか？**

【A】 プロジェクト実施者は、プロジェクト実施地に係る土地所有者など各種権利保有者に対して、「認証期間中及び認証対象期間終了日から 10 年間、プロジェクト実施地において土地転用等を行わないこと」等を説明した上で、覚書を締結する必要があります。（覚書の作成例：[持続性確認覚書](#)）

また、プロジェクト登録をした森林経営計画の区域であって、プロジェクト実施地以外の土地に係る権利保有者に対しては、説明会にて、「認証対象期間中及び認証対象期間終了日から 10 年間、プロジェクト実施者が森林経営計画等を提出する必要が生じること」等を説明し、了承を得ることが必要です。

（説明会実施記録の作成例：[説明会実施記録](#)）

【参照箇所】 ハンドブック P.44～46「登録の準備」

## **7. クレジットの活用**

### **プロジェクト実施者は、クレジットの販売で得た収入を、森林所有者へ還元しても問題ありませんか？**

【A】 権利保有者への収益の還元の可否については特に決まりはなく、クレジット収益の一部を面積に応じて組合員に還元している森林組合の例もあります。いずれにしても、森林所有者等との後のトラブルに発展しないよう、あらかじめプロジェクト実施者と森林所有者等との間でルールを決めておくことが重要と考えます。

【参照箇所】 ハンドブック P.46「権利保有者へのクレジット収益の還元」